

経済センサス基礎調査規則の一部を改正する省令案に対する御意見と考え方

- 御意見提出件数 3件
- 御意見及び御意見に対する考え方

No.	経済センサス基礎調査規則 改正案の該当部分	御意見	御意見に対する考え方
1	第12条第1項	経済センサス基礎調査規則改正案第12条第1項柱書中「配布し又は送付し」を「配布又は送付し」とし、「収集し又は回収する」を「収集又は回収する」とした方がよいと思います。	同様の用例があるため、原案のとおりとします。 ※用例(経済センサス活動調査規則(平成二十三年総務省・経済産業省令第一号))
2	第13条第2項及び第3項	文末の「とき」の後は、句読点を付するのが慣例であることから、同案第13条第2項及び第3項中「とき又は」を「とき、又は」とするべきだと思います。	同様の用例があるため、原案のとおりとします。 ※用例(市町村の合併の特例に関する法律(平成十六年法律第五十九号))
3	第7条第1項第1号子	同案第7条第1項第1号子は、事業所について収益の合計額を調査事項としていますが、直接に販売等の活動を行っておらず、収益の額が不明な事業所もあるのではないのでしょうか？	収益の合計額がない事業所については、収益の合計額がないことを報告(調査票に「0」と記入)してもらおうとしています。